

ノートルダム清心女子大学学長裁量経費教育改革研究助成金規則

(目的)

第1条 本学における教育改革に資するため、ノートルダム清心女子大学学長裁量経費教育改革研究助成金（以下「教育改革研究助成金」という。）制度を設ける。

(対象者)

第2条 本学の専任教員及び職員は、学内の教育改革に取り組む研究課題に対して教育改革研究助成金の交付を申請することができる。

(助成金額及び期間等)

第3条 教育改革研究助成金の年間予算総額は、その年度の収支予算規模によって学長が決定する。

- 2 教育改革研究助成金の対象となる研究の種類は、個人研究および共同研究の2種類とする。
- 3 研究助成期間は原則として1年間とする。
- 4 研究助成1件当たりの助成金額は、50万円を上限とする。
- 5 助成金の交付が認められる費目は、機器、備品、図書、消耗品、旅費、印刷費等とする。なお、助成金によって購入した機器、備品、図書は大学に帰属するものとする。

(申請等)

第4条 教育改革研究助成金の交付を申請する者は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、毎年1月末日までに所属長を経て学長に提出するものとする。

- 2 学長は申請された研究課題を審査するため審査委員会を設け審査委員会の審査の結果、適当と認められた研究課題に対して助成金を交付する。

(報告書)

第5条 教育改革研究助成金の交付を受けた者は、研究助成期間終了と同時に所定の様式によって「教育改革研究助成金使途報告書」を提出しなければならない。

- 2 教育改革研究助成金の交付を受けた者は、研究助成期間終了後2カ月以内に、研究成果の概要を400字詰原稿用紙20枚以上の報告書にまとめて学長に提出しなければならない。

(研究の中断等)

第6条 教育改革研究助成金の交付を受けた者が、やむを得ない事情のために研究を中止し、あるいは助成の対象となる研究期間を延長しようとするときは、その理由を具して学長の許可を申請しなければならない。

(関係規程等の適用)

第7条 教育改革研究助成金による研究を行う場合、ノートルダム清心女子大学就務（就業）規則ならびに教員就務規程の適用を免かれることはできない。

(その他)

第8条 助成金の交付方法等、経理上の取扱い要領は別に定める。

附 則

この規則は2015年4月 1日から施行する。